

第9回定例委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（小石委員）

教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第1、第15号議案「芦屋市社会教育関係団体登録の承認について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

小 石 委 員) 5番目に記載のある団体は、以前に申請があり、承認を見送った団体と同じ団体ですか。以前、承認を見送った団体は、地域の広がりあまり感じられないという理由だったと思いますが、今回も同じような理由なのでしょうか。

生涯学習課長) 今回申請のあった団体は、委員のおっしゃっている団体と同一のものかはわかりかねるのですが、この団体は地域に広く開かれており、希望される方はどなたでも入会することができます。しかし、芦屋市社会教育委員教育関係団体登録申請要領の中に、過去1年以上の実績があることという要件があります。この団体自体は、平成17年から活動されているのですが、平成29年に名称と活動内容が変更になったことから、今回は新しく発足した団体としてみなしているため、要件を満たしていません。ですので、1年間活動していただき、再度申請していただくという結論になりました。

小 石 委 員) わかりました。それでは、活動の内容に問題があるわけで

はないのですね。

生涯学習課長)　　そうです。

木村委員)　　5番目の団体に記載されている本科生と単科生の違いは何ですか。

生涯学習課長)　　本科生は、会員として毎回参加される方であり、単科生は単発で参加される方になります。単科生の方は、参加の都度会費をお支払いいただき、スポーツ団体保険加入希望者のみ、別途年間1,000円お支払いいただいているそうです。

教 育 長)　　会員数に記載されている15名は、本科生の人数ですか。

生涯学習課長)　　そうです。

教 育 長)　　単科生が参加されているという実績はありますか。

生涯学習課長)　　バスケットボールリーグの際に、単科生の方も参加しているバスケットVリーグなども行っております。4月以降の計画についても、体験会などを開催する予定ですので、単発で参加する方もいらっしゃると思います。

浅井委員)　　その他の一番下の行に記載されている、規約に矛盾ありとは、どういうことですか。

生涯学習課長)　　いただいた会則の中には、役員は会員の保護者から選出することになっております。しかし、今回監査の役職に就かれている方は、子どもが会員ではないので、会員の保護者という要件を満たしていないため、規約と矛盾するということです。

浅井委員)　　この団体が作成している会則に矛盾しているということですか。

木村委員)　　3番目に記載されている芦屋市テニス協会は、13団体が加盟する協会ですが、団体が1会員として認められているので

しょうか。団体に所属する各個人が全員ということでしょうか。

つまり、芦屋市テニス協会は、団体同士が協議や連携をして活動していると思います。13団体あるうちの1つの団体が何かやりたいと言ってきた場合には、どのような対応をするのですか。そして、加盟団体のうち、既に社会教育関係団体に登録している団体があるのかということなど、その辺りの関係はどうですか。

また、年会費1万円は、13団体がそれぞれ1万円を支払っているのですか。

生涯学習課長) 団体に所属する全員の会員に支払っていただくと物すごい金額になりますので、年会費は各団体ごとに支払っていると判断しております。

浅井委員) この芦屋市テニス協会が、昭和31年に創立されて以来、社会教育関係団体としての登録はされておられなかったのですが、今この段階で登録に至ったのは、目的が少し変わってきたということですか。

生涯学習課長) 平成10年に会則がつくられており、それ以降、目的等は変えておられません。

教育長) 芦屋市テニス協会が社会教育関係登録団体になることによって、構成団体である13団体が単体で、会場が割引きされるなどのさまざまな特典を受けることができるのですか。

生涯学習課長) 芦屋市テニス協会として開催するものであれば使用できます。13団体の構成団体単体での申請では、減免対象団体として受け付けることはできません。

教育長) 13団体中、4団体は市外の団体であるのに、芦屋市テニ

ス協会に加入されているのですか。

他市にある団体ならば、他市の団体に加入されるのではないのかと思いました。個人では他市の方であっても、所属している団体が芦屋市にあると、芦屋市の協会に加盟しているということは理屈としてわかるのですが、他市で構成された団体が、なぜ芦屋市の協会に加盟しているのかということが疑問です。

生涯学習課長) 芦屋市テニス協会が主催しているさまざまな大会において、出場者を芦屋市民に限定しているわけではなく、他市の方も出場することを認めており、これによって団体間の交流をはかっておられます。

木村委員) 例えば、西宮の団体の場合、普通は西宮市のテニス協会に入るものだと思っていました。個人で所属している場合は、その方の好みで所属先を選ぶことができると思うのですが、今回は団体の所属になるため、この点に関して私も疑問に思いました。長い歴史のある団体ですので、紆余曲折があつてのことだと思いますが、もしおわかりでしたらこの辺りの事情を教えてくださいたいです。

生涯学習課長) 申し訳ございません。そこまでは把握しておりません。

教育長) 4番目に記載のある団体は、過去1年以上実績がありません。これは5番目に記載のある、承認を見送る方が望ましいとみなされた団体と同様ですか。

生涯学習課長) そうですね。

教育長) 同じように要件を満たしていないのなら、同様に扱う必要があるのではないのでしょうか。

生涯学習課長) この団体は、平成28年4月から同じメンバーで構成され

ており、内容についても学習会など同じような活動をしておられますので、その部分を見て今回は承認をしております。

木村委員) これはさんいち会やさんぜろ会など、期ごとにあるのですね。

生涯学習課長) そうです。全ての期ではありませんが、AC20同期会「はたち会」などもあります。

木村委員) そのような流れに沿っているので、大体内容なども予測がつくということで、認めているのですね。

小石委員) 4番目に記載のある団体に比べて、5番目に記載のある団体は、実際にどの程度地域社会に開かれているのかなどわからない部分があると思います。

松本委員) 5番目に記載のある団体ですが、過去1年以上の実績がないため、今回は承認を見送られたという理由であれば、この一覧表を見ただけでは、その理由がわかりにくいと思うので、活動開始より1年経過していないためと記載したほうが、不承認理由がはっきりすると思います。

生涯学習課長) その点は表現をわかりやすくするなど、改めたいと思います。

松本委員) 要件が満たされていないためなどと、的確な理由を述べる方が、相手方もすっきりすると思います。

教育長) 承認されなかった方々に対して、その理由を明確にすることで、事務局も相手方もどちらも嫌な思いをしないかと思えます。

生涯学習課長) わかりました。

小石委員) その記載されている活動内容が、年度によってぶれていな

いかということも重要ですね。

浅井委員) 以前も不承認となった団体や、承認は行いましたが、今後の活動状況をよく見ていくことを条件に承認を行った団体もありました。今後、どのような形で活動内容を見ていこうとお考えですか。

生涯学習課長) 新規で承認された団体だからといって、特別に翌年度、再度見直しをしているというわけではなく、他の団体と同様に、基準年に一齐に更新を行うので、全ての資料を提出していただきます。基準年以外の年は、要件調査を行っています。内容としましては、活動内容の報告、研修の実施、提出していただいた名簿に沿って構成メンバーの6割以上が芦屋市民であることに相違はないか等の確認を行い、登録の見直しをしております。

松本委員) その団体に対して、個別に訪問し、様子を見るなどの特別なことはされていないのですか。

生涯学習課長) 過去にもそこまで行っているとは聞いておりませんが、必要があると判断した場合は、訪問なども行っていくべきだと思います。せっかく申請されているので、できるだけ多くの団体を承認していきたいと思います。

浅井委員) それはもちろんそのとおりで、たくさんの団体が参加できることは、とてもよいことだと思うのですが、思想的なことなど難しい判断が求められる問題もでてくると思うので、後々の活動についても注意深く見守っていかなければならないと思います。

生涯学習課長) わかりました。

小石委員) 先ほどの芦屋市テニス協会のことは、承認はされております。

すが、幾つかの懸念事項が出ております。個人ではなく、団体として芦屋市テニス協会を構成しているため、確認することは難しいと思いますが、活動状況などを見ていただきたいと思います。

生涯学習課長) わかりました。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第15号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、第16号議案「芦屋市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

安部委員につきましては、現在の在任期間が8年となっております。芦屋市附属機関等の設置等に関する指針では、委員の在任期間は10年を超えないものとするとの記載があるので、2年後に再度確認していただきたいと思います。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第16号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次 に、第 17 号 議 案 「 芦 屋 市 青 少 年 問 題 協 議 会 委 員 の 委 嘱
又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年愛護センター長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説 明 が 終 わ り ま し た 。 質 疑 は ご ざ い ま せ ん か 。

浅 井 委 員) 選 任 時 の 満 年 齢 が 70 歳 を 超 え ない も の と す る と の 規 則 は、
いつできたものですか。

青少年愛護センター長) 申しわけございません。わかりかねます。

浅 井 委 員) な ぜ 基 準 を 70 歳 と し て い る の で す か 。 も し 、 そ の 規 則 が
相当前に作られた規則であれば、必ずしもこの年齢が適当では
ないと思います。

木 村 委 員) こ の 指 針 は、教 育 委 員 会 の み に 適 用 す る も の だ け で は な く、
すべての附属機関に適用される指針ですよ。この指針の文言
が、努めるものとするなどであればよかったです。記載さ
れている文言は断言しているため、明白に違反していると思
います。浅井委員がおっしゃるように、昔に作った規則のため、
今の時代に合わないという場合は、もう少し年齢を引き上げる
のも1つの方法だと思います。

小 石 委 員) そ う で す ね 。 例 外 規 定 が あ れ ば よ か っ た で す ね 。

木 村 委 員) 第 16 号 議 案 の 指 針 の 抜 粋 を 見 て い る と、例 外 規 定 は ない
ように感じます。ですので、今回はこれで認めるとしても、全
体で協議をしていただくほうがよいと思います。

管 理 部 長) 第 16 号 議 案 の 指 針 の 抜 粋 の 5 番 の 委 員 の 選 任 の (2) に、
例外規定が記載されております。

木村委員) 実施機関が適当と認める者が他に得られない場合ということですね。

しかし、本来は70歳以下にしてくださいという要請は一応あると思いますので、やむを得ない事情のため、70歳を超えています。この人をお願いしたいとのやりとりがあるのかということも大切になってくると思います。

社会教育部長) 自治会等に対して、さまざまな附属機関の委員をお願いしているのですが、自治会等の団体に所属している役員の年齢自体が高齢化してきていることも原因の1つだと思われます。

詳しい日付まではわからないのですが、この指針ができたのは、相当前のことだったと思います。同じ方が長年にわたって継続的にされるなど、委員に偏りがないようにするということが当初の目的であったと思います。これについては、今日の教育委員会でいただいた御意見を管轄する所管課に提案させていただきたいと思います。

浅井委員) お願いします。

教育長) 同一人を選任できる附属機関等の数は、3機関までとするとの記載がありますが、この確認はされていますか。

社会教育部長) はい。

教育長) 市民の皆さんから見て、疑問に感じてしまう場合もあります。教育委員会だけの問題ではなく、市としてどのようにしていくかということを再確認していただきたいと思います。今回は、文言中にただし書きがされているため、問題はないと思います。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第17号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 続いて、日程第2の審議に入ります。報告第9号の審議に入りますが、ここでお諮りいたします。

報告第9号「平成30年度教育費予算概算要求について」は、その内容から、非公開で審議するのが適当と考えますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

あわせて、審議の順番ですが、傍聴者は退席することになりますので、報告第10号の後に審議を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めそのように決定いたします。

教 育 長) それでは、日程第2、報告第10号「平成29年度「秋の公民館講座」等の開催について」を議題とします。提案説明を求めます。

公 民 館 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅 井 委 員) 10月1日に谷川俊太郎氏が来られるというチラシを見たのですが、これは公民館事業とは別のものになるのでしょうか。

公民館長)　　そうです。委員がおっしゃられた事業は、公民館事業ではなく、市民センター事業として実施させていただいております。

その事業と絡めて、公民館事業として企画展示も行います。

浅井委員)　　わかりました。

教育長)　　市民の皆さんからのリクエストはありますか。

公民館長)　　事業のリクエスト用紙などの作成までは行っておりませんが、講座の担当者には、そのようなご要望の声は挙がってきていますので、それを含めて検討しています。

浅井委員)　　谷川氏の講演は、富田碎花と谷崎潤一郎を絡めてのものですね。このような機会はめったにないことですし、画期的な内容だと思います。富田碎花旧居も30周年を迎え、きれいに整備されたりと、力を入れられていると思いますので、今後は富田碎花賞などに関連している企画などを実施することができると思います。

生涯学習課長)　　先日、富田碎花賞に関しまして、推薦委員の方からも子どもに詩を普及していきたいので、何かそのような企画を考えてほしいという御意見をいただいております。今後、検討していきたいと思います。

浅井委員)　　ぜひお願いしたいと思います。

社会教育部長)　　ただ、実際に実施するには非常に難しい問題があるということも聞いております。一般的に詩を募集した場合は、応募数が少ないですし、かたや学校単位でお願いをすると何百単位で集まってくるので、それを1つ1つ審査すると同時に、同様の詩が他で提出されていないかということも全てチェックしていかななくてはなりません。過去に子ども向けの事業を実施され

たときに、何百単位もの応募が来て、非常に審査が大変だった
とのご経験も伺っておりますので、実施するのであれば、その
ようなことも考慮して考えていかななくてはならないと思ってお
ります。

浅井委員) 応募数が多過ぎても少な過ぎてもやりにくいのですね。や
はり審査は大変なことだと思います。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認すること
に御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第10号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教育長) ただいまから非公開で審議いたしますので、関係者以外は
退席願います。

〈非公開審議〉

教育長) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開い
たします。

〈非公開審議 終了〉

教育長) 閉会宣言